

※正規採用されるまでの間に勤務を希望する場合にご提出ください。

採用候補者用

横浜市立学校
登録申込書

登録日 令和 年 月 日

臨時的任用職員・非常勤講師等

*職員番号

ふりがな				生 年 月 日		写 真 (4cm×3cm) ・正面向 ・上半身 ・脱帽		
氏 名	※戸籍と同一の漢字で記入してください(例:恵、高、邊)			昭 和 年 月 日 平 成				
				性別	男 ・ 女			年齢
住 所	〒							
最寄駅等	線 駅 より (バス ・ 徒歩) 分			住居地の学区 ※市内在住者のみ記入		小学校 中学校		
連 絡 先	〔自宅〕 ()			左記以外緊急連絡先				
	〔携帯〕 ()			()				
	〔メールアドレス〕			<氏 名> <続 柄>				
希望職種 ※希望するものに○	教諭 事務職員 養護教諭 学校栄養職員 その他()			希望校種 ※希望する順に()に1～4の数字を記入		小 学 校 () 高 等 学 校 () 中 学 校 () 特別支援学校 ()		
希望勤務形態 ※希望するものに○	臨時的任用職員		勤務可能時期 ※どちらかに○	1 今すぐ可能 ・ 2 令和 年 月 日から		横浜市採用試験の受験歴	有 (H・R 年) 無	
	非常勤講師等		非常勤講師の場合	週 日程度の勤務が可能				
所 有 免 許 状 ※取得見込の場合は右端の□にレ点	免許状の種類 ※該当する種類に○		教科等	番 号	授 与 年 月 日	授 与 権 者	見込	
	小 学 校	2・1・専		号	S・H・R . .	教委	□	
	中 学 校	2・1・専		号	S・H・R . .	教委	□	
	高等学校	2・1・専		号	S・H・R . .	教委	□	
	養護教諭	2・1・専		号	S・H・R . .	教委	□	
	特別支援学校 (養護学校・盲・聾)	2・1・専		号	S・H・R . .	教委	□	
	(管理)栄養士			号	S・H・R . .		□	
				号	S・H・R . .		□	
横浜市教職員及び横浜市立学校に通う児童・生徒の親族の有無			有 ・ 無	氏名・続柄・学校名等				
学 歴 ※高等学校以降、通信制、聴講生等を含め全て記入	学校名(学部・学科・課程・専攻)			在 学 期 間			卒業・修了 中退・見込	
	高等学校			S H R	年 月 日 ～	S H R	年 月 日	
				S H R	年 月 日 ～	S H R	年 月 日	
				S H R	年 月 日 ～	S H R	年 月 日	
				S H R	年 月 日 ～	S H R	年 月 日	
				S H R	年 月 日 ～	S H R	年 月 日	
資 格 特 技				*記事				
指導できる 部活動								

*印欄は記入しない

<面接員>

氏 名				基 準 学 歴		短大・大学・修士		＊職員番号											
志望動機 (自己アピール)				任用に際して配慮してもらいたい事項・意向等						通勤可能範囲						時間		分程度まで可能	
				職 歴 (高等学校卒業以降で、民間企業社員、アルバイト等全てを記入)															
和暦 年	月	日	～	和暦 年	月	日	勤 務 先			雇 用 形 態			職 務 内 容			＊			
			～							常 勤 ・ 非常勤 (正規・臨任) (その他)									
			～							常 勤 ・ 非常勤 (正規・臨任) (その他)									
			～							常 勤 ・ 非常勤 (正規・臨任) (その他)									
			～							常 勤 ・ 非常勤 (正規・臨任) (その他)									
			～							常 勤 ・ 非常勤 (正規・臨任) (その他)									
			～							常 勤 ・ 非常勤 (正規・臨任) (その他)									
			～							常 勤 ・ 非常勤 (正規・臨任) (その他)									
			～							常 勤 ・ 非常勤 (正規・臨任) (その他)									
			～							常 勤 ・ 非常勤 (正規・臨任) (その他)									
			～							常 勤 ・ 非常勤 (正規・臨任) (その他)									
注 意 事 項																			
一 学校からの依頼に応じて、条件のあう登録者の方にお仕事をご紹介します。お仕事を引き受けてくださる場合、教育委員会から学校に登録申込書の情報を提供いたします。また、登録申込書の情報は教育委員会のお仕事を紹介する担当者間で共有させていただきます。あらかじめご承知おください。 二 登録いただいても、お仕事を紹介できない場合もありますので、ご了承ください。 三 臨時的任用職員・非常勤講師等の仕事は、本務者の状況によって任用事由が消滅する場合や翌年度は児童・生徒数の増減などから任用事由が発生しない場合などがあります。任用の継続を保障することはできませんので、ご了承ください。 四 登録有効期間は原則3年間です。その間、横浜市立学校において任用された場合は、その任用終了後、3年を経過した日の属する年度末まで、登録有効期間が延長されます。任用されず、3年を経過した年度末を過ぎると、有効期間切れとなり、お仕事の紹介ができません。引き続きお仕事の紹介を希望される場合、再登録が必要となります。 五 登録情報の削除をご希望される場合は、教育委員会にご連絡ください。 六 ご提出いただきました登録申込書は、有効期限や削除に関わらず、ご返却いたしませんので、ご了承ください。																			
懲 戒 処 分 歴																			
国家公務員法・地方公務員法に基づく懲戒の処分歴の有無を記入してください。 事実と異なることが判明した際は、登録取消又は任用取消となる場合があります。										該当箇所へ☑を記入 □懲戒処分歴なし □懲戒処分歴あり									
懲戒処分歴ありの場合、懲戒処分の時期、内容及び処分理由を記載してください。 事実と異なることが判明した際は登録取消又は任用取消となる場合があります。																			
◆地方公務員法第16条(欠格条項) 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。 一 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者										◆学校教育法第9条 次の各号のいずれかに該当する者は、校長又は教員となることができない。 一 拘禁刑以上の刑に処せられた者 二 教育職員免許法第十条第一項第二号又は第三号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から三年を経過しない者 三 教育職員免許法第十一条第一項から第三項までの規定により免許状取上げの処分を受け、三年を経過しない者 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者									
上記の地方公務員法第16条及び学校教育法第9条の欠格事項に該当しないとともに、当申込書の記載事項に相違ない旨申し上げます。																			
令和 年 月 日 署名																			

※太枠内のみ記入してください。 ＊印欄は記入しない

